

議案第 **1** 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年3月 **12**日

沖縄県教育委員会

#### 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第35条第7項中「第9条第1項若しくは第2項」を「第12条第1項若しくは第2項」に改める。

第63条を次のように改める。

（学校評価）

第63条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合にはその結果を、教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規則案の概要説明

県立学校教育課

## 1 改正の経緯及び必要性

- (1) 高等学校通信教育規程が改正され、条項ずれが生じた。
  - (2) 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第34号）」が平成19年10月30日に公布され、新たに学校評価の規定が設けられた。
- 上記（1）及び（2）に伴い、所要の改正を行う必要がある。

## 2 案の概要

- (1) 第35条第7項中「第9条第1項若しくは第2項」を「第12条第1項若しくは第2項」に改める。
- (2) 第63条の全部を改正し、自己評価・学校関係評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定を新たに設ける。

## 3 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 文部科学省通知

沖縄県立高等学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第7号) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(単位認定)  <u>第35条 (略)</u>                      2～6 (略)</p> <p>7 前2項の規定又は高等学校通信教育規程 (昭和37年文科省令第32号) 第12条第1項若しくは第2項の規定により定時制の課程又は通信制の課程の生徒が通信制の課程又は定時制の課程において、一部の科目の単位を修得しよとすは、当該生徒が一部の科目の単位の履修を許可することができる。</p>	<p>(単位認定)  <u>第35条 (略)</u>                      2～6 (略)</p> <p>7 前2項の規定又は高等学校通信教育規程 (昭和37年文科省令第32号) 第9条第1項若しくは第2項の規定により定時制の課程又は通信制の課程の生徒が通信制の課程又は定時制の課程において、一部の科目の単位を修得しよとすは、当該生徒が一部の科目の単位の履修を許可することができる。</p>
<p>(学校評価)  <u>第63条</u> 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その表情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者 (当該学校の職員を除く。) による評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>4 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合にはその結果を、教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>(学校の自己評価及び保護者等への説明)  <u>第63条</u> 校長は、学校の教育目標、教育計画その他の必要な事項を保護者等に説明するものとする。</p> <p>2 校長は、前項に示す教育目標等に関する自己評価を実施し、保護者等に説明するものとする。</p>

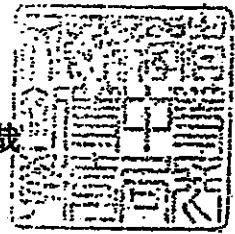
19文科初第849号

平成19年11月8日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事 殿  
各指定都市市長  
附属学校を置く各国立大学長

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉



(印影印刷)

### 学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第34号)」が平成19年10月30日に公布され、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)」(以下「改正法」という。)の施行の日から施行されることとなりました。

改正法による改正後の学校教育法(昭和22年法律第26号)第42条の規定により、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされています。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価について、その実施及び公表等について定めるものです。

この省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、その運用に当たり遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、この省令の制定及び趣旨について周知を図るとともに、必要な指導等をお願い申し上げます。



## 1. 規定の概要

### (1) 自己評価(第50条)

- ① 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第1項)。
- ② 小学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと(第2項)。

### (2) 学校関係者評価(第50条の2)

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

### (3) 評価結果の設置者への報告(第50条の3)

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

### (4) その他(附則等)

- ① この省令は、改正法の施行の日から施行すること。
- ② (1)から(3)までの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において準用すること。

## 2. 留意事項

### (1) この省令に基づく学校評価の実施等に着手すべき時期

この省令は、改正法の施行の日、すなわち改正法の公布の日(平成19年6月27日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。現時点で、改正法の施行期日を定める政令は制定されていないが、各学校及び設置者においては、速やかにこの省令に基づく学校評価の実施及び公表等に向けた取組に着手するとともに、遅くとも平成20年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うことが求められること。

### (2) 自己評価の実施

自己評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であ

(5) 学校関係者評価の結果の公表

学校関係者評価の結果の公表についても、上記「(3)自己評価の結果の公表」の①から③までの例により行うこと。

(6) 学校評価の結果の学校の設置者への報告

- ① 自己評価及び学校関係者評価の結果の当該学校の設置者への報告は、報告書としてとりまとめたものを学校の設置者に提出する方法により行うことが適当であること。
- ② 自己評価及び学校関係者評価の結果については、必ずしも別の報告書としてとりまとめる必要はないものであり、双方の結果を一つの報告書としてとりまとめることが考えられること。
- ③ 報告書には、学校評価の結果に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて記載することが適当であること。

(7) 教育委員会規則等の改正

学校を設置する教育委員会においては、本件通知を参考にして教育委員会規則等を改正し、設置する学校における学校評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれること。

(8) 学校評価ガイドラインの改訂

文部科学省では、改正法及びこの省令を踏まえて、平成18年3月27日に策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を改訂し、自己評価及び学校関係者評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告について、その目安となる例を示す予定であること。

幼稚園及び高等学校についても、今後、ガイドラインを策定する予定であること。

(9) 改正法を踏まえた学校教育法施行規則の改正

「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成19年7月31日付け19文科初第536号文部科学事務次官通知)中「第6 関係法令の整備について」の「1」に示すように、改正法を踏まえ、その施行までの間に、この省令とは別に学校教育法施行規則の一部改正が予定されていることから、この省令に規定する学校評価に係る条の条文番号の改正が予定されていること。

本件担当：

文部科学省初等中等教育局

学校評価室(内線3705)

電話：03(5253)4111(代表)

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

改正案	現行
<p>第六節 学校評価</p> <p>第五十条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>第五十条の二 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>第五十条の三 小学校は、第五十条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>第五十五条 第十七条、第十八条、第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十三條の二、第二十三條の三、第二十四條第二項、第二十六條から第二十八條まで、第四十二條から第四十四條まで及び第四十</p>	<p>第五十条 削除</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第五十五条 第十七条、第十八条、第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十三條の二、第二十三條の三、第二十四條第二項、第二十六條から第二十八條まで、第四十二條から第四十四條まで及び第四十</p>

（傍線の部分は改正部分）